

「第1回東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会」

議事概要

○日 時 令和2年10月29日(木) 13時00分～13時45分

○場 所 ホテルグリーンタワー幕張3階「メイフェア」

○出 席 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配席図参照

<資 料>

資料1 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(改定案)

資料2 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画(案)

参考資料1 特定地域の指定基準等について

参考資料1-2 官報

参考資料2 特定地域の指定について(自動車交通局長通達)

参考資料3 準特定地域における適正と考えられる車両数について(関東運輸局長通達)

○開 会

【土屋専務】

・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告(東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第5条第10項) ・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者は終了まで入室可の説明(東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第5条第14項) ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・名簿、配席図により出席者紹介(構成員交代の報告、①千葉県総合企画部交通計画課長三林直慶 → 豊田和広、②全国交通運輸労働組合総連合千葉県交通運輸労働組合副執行委員長石渡健治 → 石川文男、③東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長早川和利 → 総務部企画部長森原大輔、④千葉県警察本部交通部交通指導課長高原清久 → 高木善行、⑤千葉労働局労働基準部監督課長西川聡子 → 松崎勉) ・千葉運輸支局の方々のオブザーバーとしての出席の報告
議事に入りたいと思います。榛澤会長進行お願い致します。

【榛澤会長】

それでは、議事に入ります。

東葛交通圏は、昨年11月22日、国土交通省において、特定地域の指定基準に基づき該当状況を確認したところ、指定基準に該当しなかったことから、令和2年3月31日をもって特定地域の指定が解除され、令和2年4月1日より準特定地域となっております。本日の協議会では、東葛交通圏が特定地域から準特定地域になったことに伴う設置要綱の改正と準特定地域計画の策定について協議をしていただきたいと思いますと考えております。限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。はじめに、今般、東葛交通圏が特定地域から準特定地域になったことにつきまして、オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局に説明をお願いしたいと思います。

【佐藤首席】

参考資料1「特定地域の指定基準等について」をご覧ください。

…………… 説明 ……………

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

…………… 質問等なし ……………

【榛澤会長】

それでは、議事に進みたいと思います。議題(1)「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について」を事務局より説明をお願い致します。

【土屋専務】

それでは、資料1「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。変更内容については、赤字見え消しで示してございます。

- ・表題 → 特定地域から準特定地域になったことに伴う変更
- ・第1条 → 「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方」(平成26年1月24日 国自旅第411号)で示されている「モデル要綱」に基づき変更
- ・第3条 → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
- ・第4条 → 構成員の任期を地域指定の期限に変更
- ・第5条3項、8項 → 会長、事務局長の任期を地域指定の期限に変更
- ・第5条11項(2)、(3)、(4) → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
→ モデル要綱に基づく変更
- ・第5条12項 → 特定地域から準特定地域となったことに伴い削除
- ・第5条13～16項 → 12項削除による項ズレ
→ 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
- ・第5条16項 → モデル要綱に基づく変更

以上、設置要綱の改正について、説明させていただきました。

【榛澤会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正」について、ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

…………… 質問等なし ……………

【榛澤会長】

それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。ご承認を頂ける方は挙手をお願い致します。

…………… 全員挙手 ……………

【榛澤会長】

それでは、設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

ありがとうございました。それでは次に、議題(2)「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協

議会準特定地域計画（案）」について事務局から説明をお願い致します。

【土屋専務】

それではご説明させていただきます。資料2「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」をご覧ください。

…………… 説明 ……………

【榛澤会長】

ただいま事務局より「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」について説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

…………… 質問等なし ……………

【榛澤会長】

それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。ご承認を頂ける方は挙手をお願い致します。

…………… 全員挙手 ……………

【榛澤会長】

それでは、準特定地域計画の策定につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。準特定地域計画につきましては、千葉県タクシー協会のホームページに掲載するとともに、国土交通大臣あて送付をさせていただきます。

【榛澤会長】

次に、議題（3）「その他」ですが、これまでの議題のほか、ご意見やご質問がございましたらお願い致します。

…………… 質問等なし ……………

【榛澤会長】

ほかにご意見がないようでしたら、山田事務局長から一言お願い致します。

【山田事務局長】

最後まで慎重なご審議を頂きましてありがとうございます。改正特措法の主旨に基づき、業界といたしましては、供給量の削減を図るとともに様々な活性化策を行ってまいりました。

今回、東葛交通圏につきましては日車營收が改善したこと等により、特定地域から準特定地域に移行することになりました。しかしながら、日車營收が改善したのは乗務員不足による結果であり、景気回復や取り巻く環境が好転したというところまでは至っていないという認識であります。

そのような中、今年2月、乗務員の労働条件の改善やさまざまな設備投資の原資として、平成19年以来の運賃改定をさせて頂きました。改定後2週間は、運賃改定の効果を経営側・乗務員側ともに感じる事ができましたが、このコロナ禍で、一気に状況が変わってしまいました。私共は公共交通機関として、需要激減の中、感染リスクがある中、運行を継続いたしました。しかしながら、私共は、人が動くことにより成り立つ業界です。新たなライフスタイルにより、お客様が外にでない環境となりました。病院にいかない、外回りの営業にも行かない、外で飲食をしない等です。

これにより売上は前年同月と比べ30%から半減という水準まで落ち込みました。直近では、売り上げは70%程度と回復いたしました。まだまだ厳しい経営状況下におかれております。こ

の間、千葉県をはじめ多くの市町村から助成金を頂きましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

業界といたしましては、UD車両の導入、配車アプリやキャッシュレス決済端末の導入、デリバリーサービスや便利タクシー等のサービス向上をはかっております。また、多くの事業者でGOTOキャンペーンの地域共通クーポンの利用もでき、お客様のご利用をお待ちしているところです。

今後とも、安全運転の徹底、接客接遇の向上を図るとともに、適正化・活性化策を進めて参りますので、引き続き皆様のご理解をいただくとともに、様々なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【榛澤会長】

ありがとうございました。続きまして、千葉県個人タクシー協会泉水会長から一言お願い致します。

【泉水千葉県個人タクシー協会会長】

今年1月下旬、東京の個人タクシーが屋形船での新型コロナウイルス集団感染の報道があり、それから半年以上が経っても新型コロナが終息しない状況に大変憂慮しております。まだまだ先が見えない状況でもあり、また、個人タクシーは法人タクシーより運転者の年齢が高いため、感染を恐れて事業を休止している事業者もいます。持続化給付金制度等で助かっていますが、この状況が長引けば個人タクシーを廃業せざるを得ないなど厳しい状況であります。今後とも個人タクシーを宜しくお願い致します。

【榛澤会長】

ありがとうございました。以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上を持ちまして、「東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。

本日は、誠にありがとうございました。